

8. 予算の効率的・効果的な執行に向けた対応	131
------------------------	-----

8. 予算の効率的・効果的な執行に向けた対応

1. 行政事業レビュー

「行政事業レビューの実施等について」（2013年4月5日閣議決定）において、政府は、毎年、行政事業レビューを実施することにより、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図ることとされた。行政事業レビューの実施等に当たっては、統一적かつ効率的に実施する観点から、行政改革推進会議において、「行政事業レビュー実施要領」（2013年4月2日策定、2015年3月31日改正）を策定し、各府省庁に共通する手続の策定等を行い、これを推進することとした。

経済産業省においても、行政事業レビューを実施するため、「平成27年度 経済産業省行政事業レビュー行動計画」（2015年4月10日）を策定。原則として2014年度に実施した事業（ただし、事務的経費、人件費等は除く）を対象に、その実績について評価を行い、結果を公表するとともに、2016年度予算要求及び予算執行に反映した。

2015年度の取組としては、外部性・公開性・透明性というレビューの特性を、より効果的・効率的に発揮させるため、「経済産業省行政事業レビュー推進チーム」（統括責任者＝官房長）と「外部有識者会合」をそれぞれ設置し、役割を明確化するなど、実施方法等について改善した。特に、外部有識者による公開の場での事業の点検（公開プロセス）については、事業の改善策を共に考える場として明確化し、熟議型により実施した。

(1) 公開プロセス

2015年6月11日・12日の2日間にわたって実施。事業選定については行政改革推進本部の示した基準を踏まえた上、事業規模や政策分野のバランスを考慮して7テーマを選定した。

公開プロセスの対象全事業の評決結果及びその後の対応方針は、以下の通りである。

〈公開プロセス結果〉

(単位：億円)

事業名	指摘	指摘を踏まえた対応	27年度 当初予算 額	28年度 要求額	反映額 (対前年度)
中小企業の海外展開支援（①地域中堅・中小企業海外販路開拓支援事業、②中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業）	<p>【事業内容の一部改善】</p> <p>本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。</p> <p>○民間コンサルによりサポートできる部分については民間に委ねる等、官民の役割分担を明確化すべき。</p> <p>○施策間に重複がないか見直し、重複排除に努めるべき。</p> <p>○地域中小企業にとってニーズのある事業が実施されるよ</p>	<p>①地域中堅・中小企業海外販路開拓支援事業</p> <p>【予定通り終了】</p> <p>行政事業レビュー・公開プロセスでの指摘を踏まえ、民間事業者や他の支援機関で対応が可能なものについては、そのサービス自体をジェトロが提供するのではなく、登記手続き等、高度に専門性を要するものは民間サービスを活用</p>	<p>①地域中堅・中小企業海外販路開拓支援事業</p> <p>0.0</p> <p>②中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業</p>	<p>①地域中堅・中小企業海外販路開拓支援事業</p> <p>0.0</p> <p>②中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業</p>	-

	<p>う、商談後の成約状況もチェックする、海外展開後の持続可能性についても評価に加味するなど、事業スキームを工夫すべき。</p>	<p>する。また、商談後の成約状況や進出後の持続可能性についても、安定的な輸出取引や進出先における安定操業の実現に向けて、ファストパスや海外展開プラットフォーム等を通じて適切な民間事業者や他施策に繋いで課題解決を図ることとする。</p> <p>②中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業</p> <p>【執行等改善】 行政事業レビュー（公開プロセス）においてご指摘された点を踏まえて、平成28年度予算概算要求において、民間に委ねられる事業、他施策との重複事業についての見直しを実施するとともに、これまで以上に事業のフォローアップを行う。</p>	25.0	27.0	
<p>中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業</p>	<p>【事業内容の一部改善】 本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。 ○中小企業への経済対策として効果を発揮するために必要な期間を、確保可能な政策手段により実施すべき。 ○事業終了後5年を待つことなく、採算性の向上や持続性についても考慮に入れた上</p>	<p>【執行等改善】 ものづくり補助金の実施事業者に対しては、事業期間終了後、5年に渡って毎年「事業化状況・知的財産等報告」の提出を求めている。平成24年度補正予算の採択事業者の第1回報告書締切は平成27年6月であり、集計の結果、事業化率は53.5%であった。</p>	-	-	-

	<p>で、毎年度アウトカムの達成状況をフォローすべき。</p> <p>○国が実施する事業として、他の中小企業にも参考となるような、モデル性の高い事業に絞り込んだ上で、波及効果の計測を行うべき。</p> <p>○老朽化対策等にメニューを拡大するのではなく、革新的な設備投資やサービス開発・試作品開発に政策資源を特化すべき。</p>	<p>また、平成 25 年度補正予算以降の実施事業者については、付加価値額、経常利益の伸び率についても同報告で提出を求めているところ。</p> <p>なお、平成 26 年度補正予算については、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業に特化して支援しているところ。</p>			
研究開発型ベンチャー支援事業（VC等連携によるベンチャー事業化支援事業）	<p>【事業全体の一部改善】</p> <p>本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。</p> <p>○収益納付のあり方をよく検討すべき。</p> <p>○多様な事業者の参画を促すため、審査を実施する第三者の選定にあたっては利害関係に十分配慮すべき。</p> <p>○中長期の目標についても具体的な数値目標を設定し、事業の進捗管理と同時に数値目標の検証や見直しを適切に行うべき。</p> <p>○産業革新機構等が実施する、成長支援を担う事業との連携に努めるべき。</p>	<p>【執行等改善】</p> <p>○収益納付の在り方については、当該事業成果が活用された事業により得た利益の 5%（条件によっては 10%）とし、明確な設定とした。</p> <p>○審査委員の選定にあたっては特定の者に偏らないよう大学、民間企業等の有識者を選定するとともに、審査時には利益相反防止の観点から審査体制に配慮することとした。</p> <p>○事業の成果目標については、研究開発型ベンチャー企業については次ステージの資金調達率、VC 等については研究開発型ベンチャーに対する投資額を設定し、</p>	-	25.0	-

		<p>事業の進捗管理を行いつつ今後必要に応じ検証や見直しを図ることとする。</p> <p>○NEDO と産業革新機構において新産業の創出に向けた相互協力協定を締結し、事業成果の事業化促進に向けて相互に連携・協力を実施していく。</p>			
次世代型超低消費電力デバイス開発プロジェクト	<p>【事業内容の一部改善】</p> <p>本事業は、「事業内容の一部改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。</p> <p>○達成度が明確に測れる成果目標を設定し、国民にも分かりやすい形で示すべき。</p> <p>○国と民間との役割分担、事業実施関係者間の役割分担を明確にすべき。</p> <p>○今後の事業展開に際して、消費電力の大幅な低減が見込める技術開発に重点化すべき。</p> <p>○事業成果について、特許技術の活用の在り方を検討し、広く国民に帰属する仕組みを考えるべき。</p> <p>○事業後の情報収集の在り方について検討すべき。</p>	<p>【予定通り終了】</p> <p>○現在設定している成果目標も CO2 削減効果等、国民の理解が得られやすい指標となるよう配慮してきたが、今後、本事業の成果を踏まえ新たな事業を行う場合には国民にとって事業成果の達成度が認知しやすいものとなるよう、妥当な成果目標の指標選定に留意する。</p> <p>○本事業では、新構造・新材料の研究開発は国の委託事業として実施し、微細化のための研究開発は補助事業として、デバイスメーカー、材料メーカー、装置メーカーなど多岐に渡る企業や大学がそれぞれ保有する技術の強みを活かして参画した体制で実施している。</p> <p>○新構造・新材料デバイスの研究開発について、平成 27 年度は消費電力の大幅な低減等が見込</p>	20.0	-	-

		<p>まれる課題に絞り込んだ上で実施しているところ(5テーマ→2テーマ)。引き続き、消費電力の大幅な低減が見込める技術に重点化して研究開発を実施したい。</p> <p>○今後、本事業の成果を踏まえて新たな事業を行う場合には、平成27年新たに策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」に基づき、研究開発成果が最大限活用されるよう検討したい。</p> <p>○終了後5年はNEDOの追跡調査によりフォローアップを行い、終了後5年目の状況を勘案し、最大10年まで引き続きフォローアップの調査を実施する。</p>			
国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業	<p>【事業全体の抜本的な改善】</p> <p>本事業は、「事業全体の抜本的改善」とする。その際、以下の点を踏まえた改善点の検討を行うこと。</p> <p>○事業の目標、成果や効果(普及効率の増加等)について国民に分かりやすいように設定し直すべき。</p> <p>○「評価」を事業内容に即して多角的なものにするとともに、より正確なデータを収集し、国民へのアカウンタビリティを高めるべき。</p> <p>○本事業は、原則、補助率を導入することとし、国の委託</p>	<p>【縮減】</p> <p>○事業の目標・成果や効果(普及効率の増加等)について、以下の対応を行った。①主たる目標であるエネルギーセキュリティについて、世界におけるエネルギー消費効率化を通じた日本のエネルギーセキュリティ上の効果を想定しつつ、世界におけるエネルギー消費効率化量を再設定した。②産業政策上の効果については、相手国内における新市場</p>	134.6	80.0	▲54.6

	<p>事業は二国間協力において国の関与が求められる場合に限定すべき。</p> <p>○また、本事業により成果が普及する場合には、今後、収益納付を導入すべき。</p> <p>○実証終了後においてもフォローアップを徹底し、事業としてPDCAサイクルが可能となる体制を検討すべき。特に、普及の進んでいない案件については原因分析を徹底すべき。</p>	<p>創造に向けた事業であることに鑑み、新市場創造件数を新たな目標として導入した。③事業執行上の目標として、普及効率の改善を明確な数値ベースで追求すべく、技術実証の不確実性と普及件数のバランスの観点から、普及成功率を新たな目標として導入した。</p> <p>○事業の「評価」の多角化については、①新たな数値目標の導入を通じた結果の多角的かつ詳細な捕捉、②終了時評価・追跡調査の新規導入（「エネルギー削減効果」「産業政策効果（普及効果に加え、技術進展効果も含む）」）を行うこととした。</p> <p>○正確なデータ収集については、成果の対象を、これまでの企業報告に基づいた第三国普及の計上から、今後は「実証実施段階において普及展開先を想定していた国・地域に限定」など、実証事業との因果関係が明確に特定できるものに厳選するとともに、我が国の同業他社の参入状況の把握に取り組むこととした。</p> <p>○本事業は、主として大企業1／2、中小・中堅企業2／3の補助事業</p>			
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

		<p>とし、国の委託事業として実施する場合には、二国間協力において国の関与が求められる場合に限定することとした。</p> <p>また、補助事業の実施にあたっては、収益納付を導入することとした。</p> <p>○P D C Aサイクルについては、終了時評価・追跡調査を新規に導入し、エネルギー消費効率化の実現度、非普及の要因、技術進展の状況、円滑な執行に向けた工夫などを個別事業毎に精緻に検証するとともに、当該結果について、新規実証案件組成段階に留まらず、実施段階においても、得られた知見を元の実施方法の工夫を図るなど各段階において活用していく。また、普及の進んでいない案件について、事前審査段階における専門的独立的見地からの精度の高い経済性(キャッシュフローなど)の確保が鍵であることが判明したため、事前審査段階において新たに経済性評価を導入していく。</p>			
二酸化炭素削減技術実証試験事業費	<p>【現状通り】</p> <p>本事業は「現状通り」とする。今後の予算要求にあたっては、以下のコメントも踏まえて、不断の見直しを行うこととし、引き続き効率的・効果</p>	<p>【現状通り】</p> <p>○事業実施にあたっては、CO2 分離回収の研究開発に関わる事業者も含めた意見交換等を行うと共に、第3者の外部</p>	89.0	71.0	-

	<p>的な予算執行を継続すること。</p> <p>○事業目標について、コスト引下げの関係で実施している研究開発の進捗等を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>○実証事業を着実に推進するとともに、実用化に向けて、コスト面や経済性の観点、民間の関与の在り方など、中長期の取組も具体的に検討すべき。</p> <p>○環境への影響評価や安全性について、モニタリングを十分に行うとともに、リスクへの対処を厳密に実施すべき。</p> <p>○引き続きコスト削減や事業の効率的な実施に最大限努めること。特に、事業の実施に際し、調達や契約で、より競争性が働くようにすべき。</p>	<p>有識者による事業評価委員会での事業の実施内容・進捗状況等を評価し、必要に応じて事業目標の見直しを行う。</p> <p>○2020年頃以降のCCSの進め方については、本事業や関連する研究開発事業の進捗等も踏まえつつ、有識者による検討会を活用するなどして、具体的な検討を進める。</p> <p>○環境への影響評価や安全性については、現在、CO2圧入前のベースデータ取得を進めている。CO2圧入後も継続的にモニタリングを実施し、CO2圧入前のベースデータと比較する事等により、適切な評価・対応を行う。</p> <p>○執行面に際しては、年度毎の支出計画の精査や中間検査により、効率的な執行に努めるとともに、委託事業者が再委託・外注を行うにあたっては、原則競争入札を実施するなど、透明性の確保に努める。</p>			
<p>省エネルギー等国際標準化・普及基盤事業</p>	<p>【現状通り】(事業を強かに推進)</p> <p>本事業は「現状通り」とする。その上で、事業を強かに推進することとする。今後の予算要求にあたっては、以下のコメントも踏まえて、不断の</p>	<p>【現状通り】</p> <p>今後、成果目標の達成水準の妥当性について検証するとともに、本事業で提案・発行した国際標準規格の活用状況について、国内審議団体や国</p>	<p>20.0</p>	<p>25.5</p>	<p>-</p>

	<p>見直しを行うこととし、引き続き効率的・効果的な予算執行を継続すること。</p> <p>○事業の成果目標（アウトカム）について、達成水準の妥当性や分野を検証するとともに、国際標準の「活用」という観点も考慮すべき。</p> <p>○国際標準案の策定から国際交渉等のプロセスまでを含め官民の役割分担を明確にした上で、国の関与を重点化すべき。</p> <p>○本事業の成果普及を的確に検証するために、国際標準承認・発行後における国際標準の使用状況について把握すべき。</p>	<p>国際標準化機関へ調査を行うなど、国際標準の活用・使用状況の把握にも努める。また、毎年度末に外部有識者による新規テーマ選定や、事業の進捗状況評価などを通じ、官民の役割分担の明確化や、国の関与の重点化に努める。</p>			
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

(2) 行政事業レビュー結果の反映

公開プロセスを踏まえての中間報告の後、予算要求プロセスに併せて行政事業レビューを行い、その結果を2016年度概算要求に反映した。反映結果の取りまとめは以下の通りである。

<行政事業レビュー最終取りまとめ結果>

(単位：億円)

一 般 会 計						
2014年度行政事業レビュー対象 事業数	「廃止」事業		「縮減」事業		「廃止」「縮減」事業計	
	事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額
255	12	▲67.2	4	▲0.4	16	▲67.5

特 別 会 計						
2014年度行政事業レビュー対象 事業数	「廃止」事業		「縮減」事業		「廃止」「縮減」事業計	
	事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額
332	25	▲281.7	35	▲144.7	60	▲426.4

2. 契約等評価監視委員会

「随意契約の適正化の一層の推進について」（2007年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議決定）において、全ての省庁に第三者機関の設置が求められたことを踏まえ、2007年11月に経済産業省契約評価監視委員会を設置。2015年度は3回開催し、9件の契約を抽出し契約に係る手続の適正性等に関する審議を実施した。また、随意契約を実施する際の適正な調達価格の確保に向けた手引きについて等に関する審議を実施した。

（契約等評価監視委員会の委員） ※2016年3月31日現在。敬称略。

梶川融（太陽有限責任監査法人代表社員会長）※委員長

梅野晴一郎（長島・大野・常松法律事務所弁護士）

梶原将（東京工業大学生命理工学院教授）

金子良太（國學院大學経済学部教授）

木村琢磨（千葉大学大学院専門法務研究科教授）

3. 調達改善計画

（1）計画の策定

行政改革推進本部決定「調達改善の取組の推進について」（2013年4月5日）に基づき、調達改善のための取組を推進するため、2015年3月26日に「平成27年度経済産業省調達改善計画」（以下「計画」という。）を策定した。取組内容として、（ア）一者応札改善のための更なる環境整備、（イ）調達価格の妥当性評価の推進、（ウ）インターネット調達の拡大、（エ）公募（入札可能性調査）の実施拡大及び効果検証、（オ）共同調達の品目拡大を盛り込んだ。

（2）自己評価

上半期終了後及び年度終了後、計画の実施状況について自己評価を実施した（上半期終了後の評価は2015年11月13日公表、年度終了後の評価は2016年6月30日公表）。自己評価においては、（ア）「一者応札問題の改善策」の実行を徹底し、一者応札比率が2011年度比で5.7%ポイント改善したこと、（イ）形式的な競争入札を行うことを不要とするため、必要な技術又は設備等を明示した上で参加者を募る「公募（入札可能性調査）」を当初の目標以上に実施したこと、（ウ）スケールメリットによる効果を出すため、府省間の共同調達を一部拡大した上で実施したこと、（エ）一層安価な調達が可能とするため、インターネット（クレジットカード活用）による調達を実施したこと等につき、評価を行った。